

新規就農スタートアップ 支援事業のご案内

福岡市では、新規就農者の初期投資の負担軽減を図るため、農業用の機械取得及び施設整備に係る費用の一部を補助します。

●内容

(令和6年4月1日現在)

	補助率	補助額の上限
農業用機械	補助対象経費(税抜)の10万円を超える額の 1/2 ※指定地域は 3/5	50万円 ※指定地域は 75万円
農業用施設	(勝馬・志賀島・内野・曲淵・脇山・能古・今津・北崎の8校区)	100万円

(例) 機械：(税抜110万円-10万円)×1/2=補助金額50万円
機械・施設各1回ずつ申請可能(例：R6年度に機械、R7年度に施設を申請など)

●対象者

新規就農して5年以内または今年度中に就農予定の者で、次の要件をすべて満たす者

- ・農地の利用権等を取得済または取得手続き中であること
 - ・農業の経営面積の合計が一定面積以上の者(上記指定地域においては面積要件なし)
 - ・市税滞納者または暴力団関係者でないこと
- ※交付を受けた年度中に就農が確認されない場合、または交付年度末から2年以内に離農された場合は、補助金を返還していただきます。

●対象事業

福岡市内の市街化調整区域または市街化区域内の「生産緑地」の農地で利用する農業用の機械及び施設整備で次の要件をすべて満たすもの

【対象の要件】

- ・他の補助事業の対象とならないものであること(経営発展支援事業、経営継承・発展支援事業など)
- ・当該年度内(R7年3月末日まで)に完了する事業であること
- ・農業経営以外への汎用性が高いもの(軽トラック、パソコン等)ではないこと
- ・機械の買替え・ハウスの建替えの場合は、現に所有する機械・施設が耐用年数を過ぎていること
- ・中古機械又は施設を導入する場合は、今後3年以上使用可能なものであること

【必要書類】

導入計画書・審査基準表・導入予定の農業施設・機械の見積書(1社以上)

●導入計画提出期限

5月30日までに、必要書類を下記までご提出ください。

- ☆審査基準表に基づくポイント化により合計値を算出し、点数の高い順から導入計画の採択者を決定します。その後、補助金の申請手続きをご案内します。
- ☆導入計画の採択は補助金の交付を確約するものではありません。また、提出後の補助金額の変更はできませんので、ご注意ください。



【詳細は下記にお問い合わせください】

福岡市農林水産局イノシシ等地域営農対策(担い手育成担当)

電話:092-711-4852

メール: einou.AFFB@city.fukuoka.lg.jp